

## 第6部 災害復旧・復興対策計画



# 第1章 生活の安定

## 第1節 復旧事業の推進

(全 庁)

市及び防災関係機関は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

### 第1 被害の調査

市は被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

### 第2 公共施設等の復旧

#### 1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

- (1) 道路復旧計画
- (2) 河川及びため池復旧計画
- (3) 農林施設復旧計画
- (4) 教育施設復旧計画
- (5) 上下水道復旧計画
- (6) 社会福祉施設復旧計画
- (7) 医療施設復旧計画
- (8) その他公共、公用施設復旧計画

#### 2 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### 第3 激甚災害の指定

#### 1 計画方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、激甚災害法という。)及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害

の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、府及び国に対し、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

## 2 激甚災害に関する調査及び促進

(1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

(2) 市各部署は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、市総務部長に提出するものとする。

(3) 市総務部長は、前記各部の調査をとりまとめ本部長室に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、府知事に調査書を添えて申請するものとする。

なお、市長は、各事業ごとに府の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(4) 市は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

## 3 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、府各部に提出するものとする。

## 第4 激甚災害指定による財政援助

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

2 農林水産業に関する特別の財政援助

3 中小企業に関する特別の財政援助

4 その他の財政援助及び助成

## 第2節 被災者の生活確保

(総務部、出納室、保健福祉部、市民人権部、生活環境部、都市開発部)

市は府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業の斡旋、住宅の確保等を行うものとする。

### 第1 災害による被害調査

市は市社会福祉協議会等と連携して、被災者の被害の程度を速やかに調査し、必要に応じて住民の生活復旧を支援する。

### 第2 災害弔慰金等の支給

#### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

市域において5世帯以上の住家が滅失した災害

府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

死亡または障害が、故意または重大な過失による場合

別に厚生大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

#### 2 大阪府災害見舞金の支給

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

### 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び市社会福祉協議会、府は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

#### 1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

#### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下)を対象とする。

#### 3 世帯更生資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合で、災害救助法の適用に至らない小災害時には、低所得世帯を対象に世帯更生資金を貸し付ける。

このほか住宅やがけに災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修又はがけの整備に必要な資金を貸し付け、もって居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

### 第4 租税等の減免及び徴収猶予等

#### 1 国の措置

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

#### 2 府の措置

府は、地方税法(昭和25年法律第266号)及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

#### 3 市の措置

市は、地方税法及び条例に基づき、市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険料、府民税を含む。)の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

##### (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付若しくは納入することができないと認められるときは、指定された地域に限り災害がおさまったあと、2か月以内に限り当該期間を延長する。

## (2) 市税の還付または減免

被災した納税義務者に対しては、災害のあった年度内に限り災害のあった日以降の納期の市税等について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

個人の市民税

国民健康保険料

府民税

固定資産税

災害により、その者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対して軽減または免除する。

## (3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者(特別徴収義務者を含む。)が市税等を一時に納入し、または、納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

## (4) 滞納処分の執行停止

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

## 第5 雇用機会の確保

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、職業安定所等へその状況等を連絡し、職業の斡旋を要請するとともに、必要に応じ府に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。

## 第6 住宅の確保

市は府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

### 1 相談窓口の設置

市は、住宅に対する相談に対し、府が設置する住宅に関する相談窓口を紹介するとともに、市の相談窓口において次のような事業を実施する。

(1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

(2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供

(3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

(4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

### 2 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に

沿った施策を推進する。

### 3 公共住宅の供給促進

市は、府、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

#### (1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

#### (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

#### (3) 特定優良賃貸住宅のあっせん

自力での住宅確保が困難な被災者に対して、優良賃貸住宅のあっせんを行う。

### 4 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融公庫を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

### 5 災害復興住宅資金の貸付

#### (1) 住宅金融公庫は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

#### (2) 府は、住宅金融公庫の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し低利の融資を斡旋し、取扱金融機関に対し利子補給するなど助成制度を創設して、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

### 6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

#### (1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題がおこり住宅の復興を阻害するおそれのあるときは、市長は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）の適用を図るものとする。

#### (2) 申請手続

「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用を申請しようとする場合は、市長は申請書を作成し、府を經由し、国土交通大臣あて申請する。

この場合、申請の作成が間に合わないときは、とりあえず口頭で適用申請する旨、府を通じて主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡するものとする。

## 第7 被災者生活再建支援金

### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

### 2 被災者生活再建支援制度の概要

#### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

#### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記～に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害。

#### (3) 支給対象世帯

自然災害により、

住宅が全壊した世帯

住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

(大規模半壊世帯)で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	300万円	225万円
500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

(4) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、～の経費に対して支給される。

	合 計		
		～	～
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

住居の移転費又は移転のための交通費

住宅を貸借する場合の礼金

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)

住宅の解体(除却)・撤去・整地費

住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

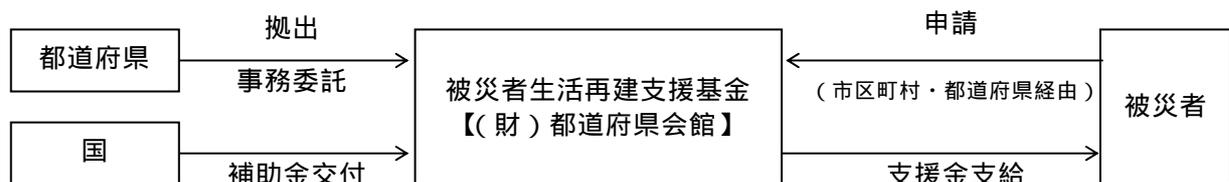
(注1) 大規模半壊世帯は～のみ対象(100万円が限度)

(注2) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に、～の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注3) 他の都道府県に移転する場合は、～それぞれの限度額の1/2

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府)(支援金の1/2)

## 第 8 災証明の発行

### 1 発行場所

災証明書は、市生活環境部において発行する。なお、証明手数料は免除する。

### 2 発行手続

被災者台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。

なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。

### 3 証明の範囲

災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害で、住家の全焼（壊）、流失、半焼（壊）及び床上浸水、床下浸水について、また、人的被害については、死亡、行方不明、負傷について証明する。証明書の様式は、資料編 資料 27 による。

## 第3節 中小企業の復興支援

(生活環境部)

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### 第1 市の措置

市は、中小企業の被害の状況を、府等の関係機関と連携して速やかに調査し、必要に応じて国、府等の資金融資制度の斡旋を図る。

### 第2 府の措置

- (1) 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- (3) 中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- (4) 資金貸付手続の簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- (5) 市、中小企業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

### 第3 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

#### 1 政府系金融機関の融資

##### (1) 中小企業金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

##### (2) 国民金融公庫

据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

##### (3) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

#### 2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

## 第4節 農林漁業関係者の復興支援

(生活環境部)

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### 第1 市の措置

市は、農家及び無地の被害の状況を、府等の関係機関と連携して速やかに調査し、必要に応じて国、府等の資金融資制度の斡旋を図る。

### 第2 府の措置

- (1) 農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 農林漁業金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (3) 被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下、天災融資法という。)の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- (5) 自作農維持資金の貸付適格審査認定事務の迅速かつ適正な処理に努める。
- (6) 市、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

### 第3 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

#### 1 天災融資資金(天災融資法)

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

#### 2 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補てん等に必要な農林漁業災害

復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

### 3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府が、利子補給、損失補償の措置を講ずるものとする。

## 第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

### 第1 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

### 第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

### 第3 復興計画の作成

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は府と連携して、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 市復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 市は住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。